

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 4 年 6 月 20 日	
秋田県知事 佐竹 敬久 殿	
提出者	
住 所 雄勝郡羽後町新町字最上山 7 番地 1	
氏 名 株式会社 小野建設 代表取締役 小野 雅敏	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0183-62-0127	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社小野建設
事業場の所在地	秋田県雄勝郡羽後町新町字最上山 7 番地 1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業（D06）
② 事業の規模	413,538千円
③ 従業員数	54名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	県内の作業場での産業廃棄物の種類毎の分別を行い、産業廃棄物の種類毎に必要な運搬容器等に入れ、該当中間処理施設又は最終処分場への運搬 ・燃え殻→埋立 ・ゴムくず→破碎・切断→再生・埋立 ・汚泥→埋立 ・金属くず→切断→再生 ・廃油→埋立 ・ガラス、陶磁器くず→埋立 ・紙くず→焼却→埋立 ・コンクリート、アスファルトがら→破碎→再生 ・繊維くず→焼却→埋立 →破碎→再生 ・動植物性残渣→埋立 ・がれき類→破碎→再生・埋立 ・木くず→破碎・焼却→再生・埋立 ・ばいじん→埋立

（日本工業規格 A列4番） 4, 6, 20



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 各作業場(現場) : ・産業廃棄物の分別、管理の徹底。 ・契約、マニフェスト管理の徹底。 ・収集運搬車両への許可証の携帯確認。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(3 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 工事毎の工法の検討を行い、排出量を抑えるよう努める。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 工事毎の工法の検討を行い、排出量を抑えるよう努める。 また、産業廃棄物の分別の徹底を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物管理票(建設系廃棄物マニフェスト)の種類毎に分別を行う。 コンクリートがら、アスコンがら、その他がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃石膏ボード、混合、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品他		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物管理票(建設系廃棄物マニフェスト)の種類毎に分別を行う。 コンクリートがら、アスコンがら、その他がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃石膏ボード、混合、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品他		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) リサイクル可能な産業廃棄物は、再生利用可能な業者へ処理の委託を行う。 また、利用する処理業者は、優良認定処理業者を活用する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) リサイクル可能な産業廃棄物は、再生利用可能な業者へ処理の委託を行う。 また、利用する処理業者は、優良認定処理業者を活用する。		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 第4面 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

前年度（令和 3年度）の実績

①現状

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類
全処理委託量	3458.88	324.03	74.54	14.59	35.576
優良認定処理業者への処理委託量	1921.51	248.89	74.37	14.59	33.09
再生利用業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	1537.37	75.14	0.17	0	2.486

産業廃棄物の種類	金属くず	混合（安全型）	石綿含有産業廃棄物	建設汚泥	紙くず
全処理委託量	121.805	2.562	4.08	28.09	9.1
優良認定処理業者への処理委託量	1.52	1.23	4.08	—	9.09
再生利用業者への処理委託量	120.285	1.332	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	28.09	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	0	0	0	0	0.01

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合（管理型）	石綿含有産業廃棄物（管理型）
全処理委託量	295.77	11.98	52.74	44.45	6.54
優良認定処理業者への処理委託量	274.31	1.5	39.19	31.03	6.54
再生利用業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	21.46	10.48	13.55	13.42	0

産業廃棄物の種類	水銀使用製品	産業廃棄物（管理型）	廃油	汚泥	ばいじん
全処理委託量	0.113	1.61	0.252	0.89	7.01
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	—
再生利用業者への処理委託量	—	1.61	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	0.113	0	0.252	0.89	7.01

今年度（令和 4年度）の目標

②計画

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類
全処理委託量	3500	350	75	15	35
優良認定処理業者への処理委託量	2450	263	74	15	33
再生利用業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	1050	87	1	0	2

産業廃棄物の種類	金属くず	混合（安全型）	石綿含有産業廃棄物	建設汚泥	紙くず
全処理委託量	120	3	4	30	9
優良認定処理業者への処理委託量	1	1.5	4	—	9
再生利用業者への処理委託量	119	1.5	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	30	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	0	0	0	0	0

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合（管理型）	石綿含有産業廃棄物（管理型）
全処理委託量	300	10	55	45	7
優良認定処理業者への処理委託量	280	1	42	31	7
再生利用業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	20	9	13	14	0

産業廃棄物の種類	水銀使用製品	産業廃棄物（管理型）	廃油	汚泥	ばいじん
全処理委託量	0.1	1.5	0.3	1	7
優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	—
再生利用業者への処理委託量	—	1.5	—	—	—
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—
最終処分量	0.1	0	0.3	1	7